○外務省告示第二百五十六号

平成二十八年三月二十四日に東京で、スポーツ庁訓練センター器材整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラグアイ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　スポーツ庁訓練センター器材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　九千九百三十万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　岸田文雄外務大臣
パラグアイ側　エラディオ・ロイサガ外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十七号

平成二十八年三月二十八日にヌクアロファで、トンガ王国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がトンガ王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日本側　沼田行雄在トンガ大使
トンガ側　サミュエラ・アキリシ・ポヒヴァ首相兼外務貿易大臣兼教育・訓練大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十八号

平成二十八年四月一日にコロニアで、ミクロネシア連邦政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　二億円
3　署名者
日　本　側　坂井眞樹在ミクロネシア大使
ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百五十九号

平成二十八年四月一日にコロニアで、コスラエ州電力セクター改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がミクロネシア連邦政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　コスラエ州電力セクター改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十一億九千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年二月二十八日まで
4　署名者
日　本　側　坂井眞樹在ミクロネシア大使
ミクロネシア側　ローリン・S・ロバート外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十号

平成二十八年四月六日にマレで、モルディブ共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモルディブ共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務を購入
2　贈与額　六億円
3　署名者
日　本　側　菅沼健一在モルディブ大使
モルディブ側　ドゥニャ・マウムーン外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十一号

平成二十八年四月六日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億円
3　署名者
日　本　側　松本盛雄在パプアニューギニア大使
パプアニューギニア側　リムビンク・パト外務移民大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十二号

平成二十八年四月二十七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における緊急食糧支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が世界食糧計画との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　少数民族地域における緊急食糧支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　二十二億五千五百万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
世界食糧計画側　ドム・スカルペッリ在ミャンマー事務所代表

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十三号

平成二十八年四月二十七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における紛争の影響を受けたコミュニティのための農業の生計・強靱性向上計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合食糧農業機関との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　少数民族地域における紛争の影響を受けたコミュニティのための農業の生計・強靱性向上計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　五億三千百万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
国際連合食糧農業機関側　ブイ・ティ・ラン在ミャンマー代表

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十四号

平成二十八年四月二十七日にネーピードーで、ミャンマー連邦共和国における「少数民族地域における緊急支援計画」のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合難民高等弁務官事務所との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　少数民族地域における緊急支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与額　三億六千五百万円
3　署名者
日　本　側　樋口建史在ミャンマー大使
国際連合難民高等弁務官事務所側　ジュゼッペ・ヴィンセンティス在ミャンマー事務所代表

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十五号

平成二十八年六月十七日にマニラで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億七千四百万円
3　贈与の供与期限　平成三十三年十二月三十一日まで
4　署名者
日　本　側　石川和秀在フィリピン大使
フィリピン側　ホセ・レネ・アルメンドラス外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第二百六十六号

平成二十八年六月十七日にマニラで、国民テレビ放送網番組ソフト整備計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がフィリピン共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　国民テレビ放送網番組ソフト整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三千八百二十万円
3　贈与の供与期限　平成三十年九月三十日まで
4　署名者
日　本　側　石川和秀在フィリピン大使
フィリピン側　ホセ・レネ・アルメンドラス外務大臣

平成二十八年七月四日

外務大臣　岸田　文雄